

議案第147号

執行機関の附属機関設置に関する条例及び宝塚市個人情報保護条例の一部を
改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例及び宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例及び宝塚市個人情報保護条例の一部を
改正する条例

（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）

第1条 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条の表市長の部宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項中「第27条第1項」
を「第28条第1項」に改める。

（宝塚市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 宝塚市個人情報保護条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正す
る。

第2条第5号中「第2項」の次に「（番号法第26条において準用する場合を含
む。）」を加える。

第33条第4項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定
する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第36条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。